

令和6年度

岐阜県

スタートアップ

企業支援補助金

一般枠
6/21まで
当日消印有効

岐阜県では、県内のスタートアップ等の新たなビジネスプランの事業化を加速させ、成長につなげることを目的に事業化にあたり必要となる経費の一部を補助することとしています。このたび、令和6年度「岐阜県スタートアップ企業支援補助金（一般枠）」の交付希望者の募集を下記のとおり開始しますので、お知らせします。

県内でスタートアップや、それを目指す皆様のご応募をお待ちしております。

■補助対象者

- ・ 新たに県内で創業する方
- ・ 産業競争力強化法に基づく認定連携創業支援等事業者、又はビジネスプランコンテスト等の実施団体から推薦を受けた者であること
- ・ 公募開始時点で、創業後5年未満の県内中小企業者等

※その他の要件は募集要項をご確認ください

■補助率・補助限度額

補助率	2/3以内 (女性、障がい者の補助対象者は3/4以内)
補助限度額	500万円（一般枠）

■補助対象事業

岐阜県内での開業に係る事業又は岐阜県内での事業所の開設に係る事業であって、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たな商品の開発、生産若しくは販売、商品の新たな生産若しくは販売の方式の開発若しくは導入又は新たな商品の販売の促進を目的とする事業
- (2) 新たなサービスの開発若しくは提供、サービスの新たな提供の方式の開発若しくは導入又は新たなサービスの提供の促進を目的とする事業

【伴走支援について】

産経センターと岐阜県よろず支援拠点のコーディネーター等が、ご相談に応じます。（無料）

相談例：開業手続、事業計画、資金調達
商品開発、販路拡大、採用、社会保険関係など

※補助金の事業計画書の作成代行はできません。

※詳細は、下記までお問い合わせください。

問合せ・申込先

岐阜県スタートアップ企業支援補助金事務局（公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
産業振興部総合支援課） 電話：058-277-1080



Designed by
macrovector

◆ 補助対象経費

補助事業実施期間中に、補助事業実施のために必要となる経費

(人件費、店舗等借入費、設備費、消耗品費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、調査・広報費、研究開発費、委託費)

◆ 補助対象要件

産業競争力強化法に基づく認定連携創業支援等事業者※、又は以下のいずれかに該当するビジネスプランコンテスト等の実施団体からの推薦を受けた者であること

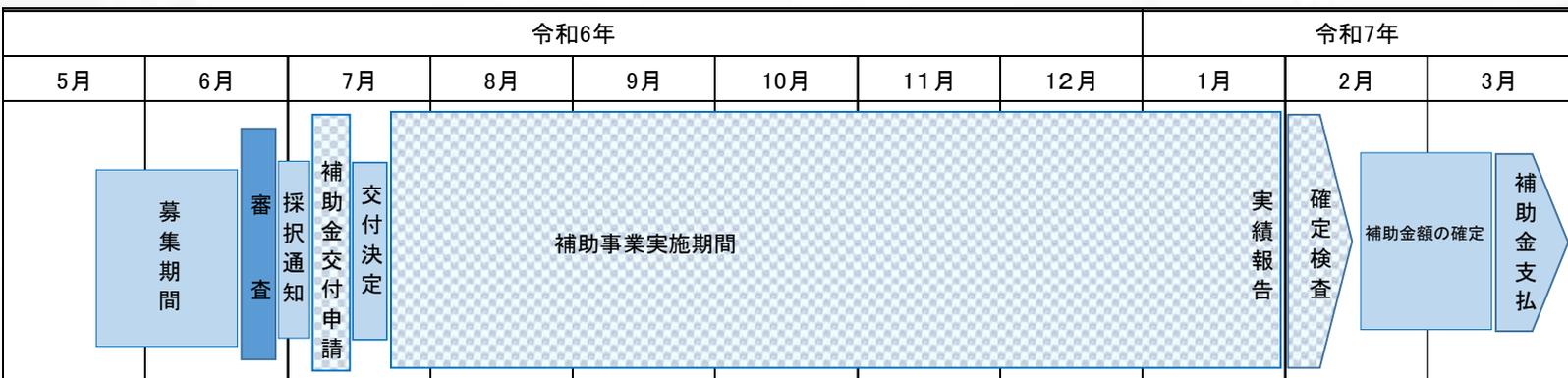
- ・自治体が主催又は共催するビジネスプランコンテスト等
- ・民間事業者が実施するビジネスプランコンテスト等

※産業競争力強化法に基づく認定連携創業支援等事業者とは・・・

市町村と連携して、創業支援及び創業機運の醸成を実施する民間の事業者
例：地域の金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等

具体的事業者は、下記の中小企業庁ホームページの「計画概要」を参照。
<URL> <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/nintei.html>

■ スケジュール (予定)



■ 応募について

応募に際しては、「募集要項」を必ずご確認ください。

「募集要項」及び応募にかかる各様式につきましては、以下の補助金事務局ホームページからダウンロードしてください。

【補助金事務局ホームページ 「募集要項」等掲載ページ】

以下のURLもしくは右のQRコード

<URL> <https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2024052004/index.asp>



申込先：岐阜県スタートアップ企業支援補助金事務局

公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課

電話：058-277-1080 E-mail: sien@gpc-gifu.or.jp

本事業は、岐阜県からの補助金により実施します。